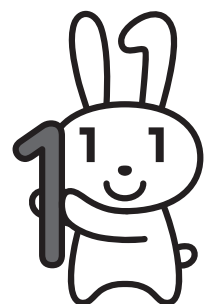


確定申告のご案内

粉河税務署の確定申告会場	広域申告センター	市内の確定申告・出張相談会場
所得税・消費税・贈与税の確定申告および申告相談ができます。	申告書作成会場です。住所地に関わらず、どなたでも利用できます。	贈与税および相続税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の申告相談は行なっていません。
▶開設場所 紀の川市商工会館 紀の川市粉河878-2 ▶開設期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く) ※2月15日以前は、粉河税務署の通常窓口での対応となりますので、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくことがあります。 ▶相談受付時間 午前9時～午後4時 ▶問い合わせ 粉河税務署 ☎0736-73-3301 ※紀の川市商工会館へのお問い合わせはご遠慮ください。 ※会場では納税できません。お近くの金融機関などをご利用ください。	2月18日(日)・25日(日)に開設します。会場によって下記のとおり相談受付時間が異なりますのでご注意ください。 ●梅田スカイビル会場 場所 梅田スカイビル タワーウエスト22階 時間 午前9時15分～午後4時 ●神戸会場 場所 アスタくにつか 5番館南棟2階 時間 午前9時～午後4時 ●京都会場 場所 京都府中小企業会館2階 大ホール 時間 午前9時～午後4時 ▶問い合わせ 粉河税務署 ☎0736-73-3301	▶開設場所 市民会館 ※申告会場周辺の駐車場(伊都振興局も利用可能)は駐車台数に限りがありますので、なるべくマイカーでの来場はお控えください。 ▶開設期間 2月6日(火)～16日(金) (土・日曜、祝日を除く) ▶開設時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時 (受付:午前9時～午後3時30分) ※税理士や粉河税務署の職員による確定申告や還付などの申告相談を行なっていません。 ※市・県民税申告会場と合同で開設します。

- ▶注意事項**
- ・混雑の状況により、早めに受付を終了することがあります(開設初日は特に混雑が予想されます)。
 - ・市役所税務課窓口では確定申告書、市・県民税申告書の作成はできません。
 - ・平成29年分の確定申告書には、納税者や控除対象配偶者・扶養親族、事業専従者のマイナンバー(12桁)の記載が必要です。提出の際には、本人確認のため、次のいずれかの書類をお持ちください。
 - ①マイナンバーカード(個人番号カード)
 - ②通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類
 - ③マイナンバーが記載された住民票の写しおよび運転免許証などの本人確認書類
 ※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーについて、これらの書類の提示は不要です。



確定申告の際のお願い

- 来場される際は、次の点に注意し、混雑緩和にご協力をお願いします。
- ①前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
 - ②申告書(および収支内訳書)には、事前に記入できるところは記入しておいてください。
 - ③特に、事業(営業・農業などの)所得がある人は、年間の収入や必要経費などを整理し、必ず収支内訳書に記入しておいてください。
 - ④確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」については、所得税の確定申告の手引きを参考にしてください。
 - ⑤医療費控除の申告は、事前に「医療費控除の明細書」の作成を済ませておいてください。
- ※平成31年分までは、従来どおり領収書の添付または提示での申告も可能です。

郵送・時間外収受箱による提出

確定申告書は、郵便や信書便、または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

▶郵送での提出先

〒644916592
 紀の川市粉河807
 粉河税務署 個人課税第一部門

※控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

市・県民税の申告

申告をしなければならぬ人

市・県民税の申告をしなければならぬ人は、平成30年1月1日現在、市内に住所があり、平成29年1月1日～12月31日に次のいずれかに該当する人です。

なお、所得税の確定申告をした人や勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人は、原則として、申告の必要はありません。

- 営業、農業などの事業を営んでいる人
- 家賃、地代などの所得がある人
- アルバイト、内職などの所得がある人
- 給与所得者の場合
 - ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
 - ②給与所得以外に所得がある人
 ※20万円以下の所得の場合も申告が必要で、
 - ③2カ所以上から給与の支払いを受けている人
 - ④退職した人
- 公的年金等受給者の場合
 - ①所得控除を受けようとする人
 - ②公的年金等以外に所得がある人
 ※20万円以下の所得の場合も申告が必要で、

注意事項

収入のない人も非課税証明書の発行や国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅の家賃の決定に市・県民税の申告が必要な場合があります。

申告会場

平成30年度(平成29年分所得)の市・県民税申告の受付は、次の会場日程で行います。

- 開設場所
市民会館
- 開設期間
2月6日(火)～3月15日(木)
(土・日曜、祝日を除く)
- 開設時間
午前9時30分～正午
午後1時～4時

注意事項

相談者が多数の場合、早めに受付を終了することがあります。

申告会場周辺の駐車場(伊都振興局も利用可能)は駐車台数に限りがありますので、なるべくマイカーでの来場はお控えください。

市役所税務課窓口では申告の受付を行なっておりませんので、ご注意ください。

申告に必要なもの

市・県民税の申告に必要なものは次のとおりです。

市・県民税申告書について

市・県民税申告書は、主に前年実績に基づいて1月中旬に郵送しています。申告が必要な人で、申告書が届いていない場合は、市役所税務課市民税係までご連絡ください。

提出先・問い合わせ

橋本市 市民生活部 税務課 市民税係
 〒644818585(住所記入不要)
 ☎3316212

※申告書は郵送でも受け付けます。必要書類の添付を忘れないようにしてください。

なお、控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

不明な点は、まず電話で確認を!

- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」の操作方法について
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
- マイナンバーについて
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
- 確定申告の内容などについて
粉河税務署 ☎0736-73-3301

公的年金所得のある人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。

ただし、医療費控除などにより、所得税の還付申告を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。

なお、所得税の確定申告が不要な人でも生命保険料や地震保険料、年金からの天引き以外に健康保険料や介護保険料を支払っている場合など、所得控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要となります。